

新発田中央ロータリークラブ規定

(出張旅行)

第1条

当クラブの会員がロータリー活動のために理事会により義務出張者として指名された者が出張するとき、本規定に定める出張旅費を支給する。

但し、地区等からの費用、料金等の支給があったときは、当クラブからの重複支給はしない。

第2条

出張は日帰り及び宿泊出張に区分する。

第3条

出張とは、第2560地区、分区が招集する講習会その他の会議等の出席、当クラブのロータリー活動及び当クラブに於いて儀礼を必要とする式典に出席するための出張をいう。但し、地区大会、地区研修・協議会、都市連合会(IM)、国際大会、国際奉仕活動(姉妹・友好クラブ交流を含む)への出席・参加は出張扱としない。その取扱いについては当規定・諸事情を勘案し、その都度理事会で決定する。

第4条

出張旅費は交通費、宿泊料、登録料、日当の区分により支給する。

1. 交通費
 - 1) 安全上の見地から原則として列車を使用する。
 - 2) 事情により自家用車を利用することもできる。

列車 列車を利用した運賃・料金を支給する。

(普通運賃、新幹線・特急・急行料金)

自家用車 1) 普通自動車1台につき50円/km、及び普通自動車の規定高速料金を支給する。

但し、実際に支給する交通費の金額は、内規に定める条件も加え、列車・自家用車の交通費を比較しそのいずれか安価な方とする。

2. 宿泊料 宿泊の是非及び料金は合理性・経済性から判断するものとし、その実費を支給する。但し、一泊10千円を限度とする。
3. 登録料 実費を支給する。
4. 日当 5,000円

但し、1) 飲食等を補填するものである

2) 一日12時間を超え拘束するときに支給する

3) 登録料・その他名目で補填されるときは支給しない

第5条

本規定の改廃は理事会の決議による。

付則

本規定は、平成6年7月1日よりこれを施行する。

本規定は、平成22年12月7日改定しこれを施行する。

本規定は、平成25年4月3日改定しこれを施行する。

本規定は、平成25年7月1日改定しこれを施行する。

(慶弔)

第1条

当クラブ会員の慶弔について、本規定により慶弔金を贈呈する。

第2条

慶弔金の贈呈は幹事に対し、会員本人もしくは会員の家族、もしくは他の当クラブ会員からの申請により贈呈する。

第3条

慶弔事については次の区分により金品を贈呈する。

1. 結婚

A. 会員 … 祝電と20,000円

B. 会員の子供 … 祝電と10,000円

2. 出生

A. 会員の子供 … 20,000円

3. 病気見舞

但し、1. 5日以上に及ぶ疾病入院に対して贈呈する。

2. 半年以内に同一疾病により再入院の場合を除く

A. 会員 … 10,000円

B. 配偶者 … 5,000円

4. 死亡

A. 会員 … 供花・弔電と30,000円

B. 会員の配偶者 … 供花・弔電と20,000円

C. 会員の実養父母及び子供 … 供花・弔電と10,000円

第4条

会員の被災に対する災害見舞金については、被災の状況及び周囲の状況等を総合して理事会に諮り金品を贈呈する。

第5条

本規定の改廃は、理事会の決議による。

付則

本規定は、平成6年7月1日よりこれを施行する。

本規定は、平成22年12月7日改定しこれを施行する。

本規定は、平成24年4月3日に改定しこれを施行する。

本規定は、平成24年8月29日に改定しこれを施行する。

本規定は、平成25年5月22日に改定しこれを施行する。

(表彰)

第1条

ロータリーの奉仕の理想に基づき、新発田中央ロータリークラブの発展の為に、功績のあった会員の労に報い、感謝の意を表する為この制度を設ける。

第2条

この表彰制度の有資格者は、次に該当する者とする。

1. クラブ会長として、任期を満了した者。
2. クラブ幹事として、任期を満了した者。
3. 地区役員・委員として出向し、任期を満了した者。
4. その他、顕著な功績のあった者。
5. 理事会が表彰するに値すると認めた者。

第3条

前条の有資格条件に該当した後、直近の例会において感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条

本規定の改廃は、理事会の決議による。

付則

本規定は、平成 6年7月1日よりこれを施行する。

本規定は、平成 22年12月7日改定しこれを施行する。

本規定は、平成 24年8月29日改定しこれを施行する。